

2020年日本カート選手権規定

※下線部：変更箇所

2020年規定	2019年規定																																								
第1章 総則	第1章 総則																																								
<p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は<u>2020年</u>（以下「当該年」という。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。</p>	<p>第1条 目的 一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は<u>2019年</u>（以下「当該年」という。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。</p>																																								
<p>第2条 日本カート選手権の区分 （略）</p>	<p>第2条 日本カート選手権の区分 （略）</p>																																								
<p>第3条 日本カート選手権の部門 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 地方選手権 地方選手権は、<u>第32条に基づきJAFが承認した部門</u>で構成される。</p>	<p>第3条 日本カート選手権の部門 （略）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 地方選手権 地方選手権は<u>以下の3部門に区分する。第1種コースで開催される1つのシリーズ（第38条の2「競技の構成」参照）は3部門以内、第2種コースで開催される1つのシリーズ（第38条の2「競技の構成」参照）は1部門で構成される。</u></p> <p>1) <u>フォーミュラスーパー4（FS-4）部門</u></p> <p>2) <u>フォーミュラスーパー125（FS-125）部門</u></p> <p>3) <u>フォーミュラC-2（FC-2）部門</u></p>																																								
<p>3. （略）</p>	<p>3. （略）</p>																																								
<p>第4条 日本選手権競技の走行距離または時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">部門</th> <th colspan="2">走行距離または時間（各ヒートの合計）</th> </tr> <tr> <th>最短</th> <th>最長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全日本選手権</td> <td>OK</td> <td>30kmまたは30分</td> <td>90kmまたは90分</td> </tr> <tr> <td>FS-125</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>FP-3</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>地方選手権</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">部門毎に定める</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部門	走行距離または時間（各ヒートの合計）		最短	最長	全日本選手権	OK	30kmまたは30分	90kmまたは90分	FS-125	"	"	FP-3	"	"	地方選手権	部門毎に定める			<p>第4条 日本選手権競技の走行距離または時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">部門</th> <th colspan="2">走行距離または時間（各ヒートの合計）</th> </tr> <tr> <th>最短</th> <th>最長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">全日本選手権</td> <td>OK</td> <td>30kmまたは30分</td> <td>90kmまたは90分</td> </tr> <tr> <td>FS-125</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>FP-3</td> <td style="text-align: center;">"</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>地方選手権</td> <td>FS-4</td> <td>30kmまたは30分</td> <td>90kmまたは90分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	部門	走行距離または時間（各ヒートの合計）		最短	最長	全日本選手権	OK	30kmまたは30分	90kmまたは90分	FS-125	"	"	FP-3	"	"	地方選手権	FS-4	30kmまたは30分	90kmまたは90分
区分			部門	走行距離または時間（各ヒートの合計）																																					
	最短	最長																																							
全日本選手権	OK	30kmまたは30分	90kmまたは90分																																						
	FS-125	"	"																																						
	FP-3	"	"																																						
地方選手権	部門毎に定める																																								
区分	部門	走行距離または時間（各ヒートの合計）																																							
		最短	最長																																						
全日本選手権	OK	30kmまたは30分	90kmまたは90分																																						
	FS-125	"	"																																						
	FP-3	"	"																																						
地方選手権	FS-4	30kmまたは30分	90kmまたは90分																																						

ジュニア選手権	FP-Jr	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-JrCadets	20kmまたは20分	40kmまたは40分

第5条～第19条（略）

第2章 全日本選手権

第20条～第21条（略）

第22条 ドライバーの出場資格

（略）

1. OK部門：

1) （略）

2) 国際Cセニアおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。

(1) （略）

(2) （略）

(3) 当該年の前年の全日本選手権FS-125部門で年間総合順位が10位以内、または前年の全日本選手権FP-3部門で、年間総合順位が3位以内の者。

(4) （略）

2. ～4. （略）

第23条～第27条（略）

第28条 得点基準

（略）

1. ～2. （略）

3. OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の

	FS-125	〃	〃
	FC-2	〃	〃
ジュニア選手権	FP-Jr	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	FP-JrCadets	20kmまたは20分	40kmまたは40分

第5条～第19条（略）

第2章 全日本選手権

第20条～第21条（略）

第22条 ドライバーの出場資格

（略）

1. OK部門：

1) （略）

2) 国際Cセニアおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。

(1) （略）

(2) （略）

(3) 当該年の前年の全日本選手権FS-125部門で、年間総合順位が10位以内の者。

(4) （略）

2. ～4. （略）

第23条～第27条（略）

第28条 得点基準

（略）

1. ～2. （略）

3. OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の

順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合、全得点を合算する。

4. FP-3部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。

成立した競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表b（OK/FS-125部門/FP-3部門）

（略）

第29条～第30条（略）

第3章 地方選手権

第31条（略）

第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、オーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した技術規則に定める車両（FP-Jr、FP-Jr Cadets、Miniを除く）とする。

順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となるレースが6回に満たない場合、全得点を合算する。

4. FP-3部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。

得点対象となる競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表b（OK/FS-125部門/FP-3部門）

（略）

第29条～第30条（略）

第3章 地方選手権

第31条（略）

第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、「JAF国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラスーパー4（FS-4）部門：

JAF国内カート競技車両規則第40条に定めるフォーミュラスーパー4（FS-4）車両とする。

2. フォーミュラスーパー125（FS-125）部門：

JAF国内カート競技車両規則第41条に定めるフォーミュラスーパー125（FS-125）車両とする。

3. フォーミュラC-2（FC-2）部門：

JAF国内カート競技車両規則第39条に定めるフォーミュラC-2（FC-2）車両とする。

第33条 ドライバーの出場資格

ジュニアBドライバーライセンス以上の所持者（満12歳以上または当該年12歳になる者）とし、詳細はオーガナイザーからの申請に基づきJAFが承認した競技規則に定めることとする。

ただし、FC-2部門は、国内Bドライバーライセンス以上の所持者とする。

第34条～第35条（略）

第36条 申請と認定

JAFは、地方選手権として申請された競技会の中から、各シリーズ毎に3競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。

第33条 ドライバーの出場資格

1. FS-4/FS-125部門

1) 国内B以上または国際Cリストラクティッドドライバーライセンス所持者。

2) ジュニアAまたは国際Cジュニアドライバーライセンス所持者（満13歳以上または当該年13歳になる者）で、下記の何れかの条件を満たす者。

(1) 当該年の前年ジュニア選手権競技会に出場した実績のある者。

(2) 参加申込時点において過去12ヵ月以内にクロズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績（ライセンス取得後の実績）のある者。

2. FC-2部門

国内Bドライバーライセンス以上の所持者。

第34条～第35条（略）

第36条 申請と認定

1. FS-4/FS-125部門

1) 地方選手権（FS-4/FS-125部門）は、第38条2に定めるシリーズ毎に第3条2で規定する2部門から、オーガナイザーが選択し、JAFに申請する。

2) JAFは、地方選手権（FS-4/FS-125部門）として申請された競技会の中から、東地域、西地域（第38条1「地域区分」参照）および各カートコース毎に夫々3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

2. FC-2部門

1) 地方選手権（FC-2部門）は、第38条2.2)に定めるシリーズ毎にオーガナイザーが選択し、JAFに申請する。

2) JAFは、地方選手権（FC-2部門）として申請された競技会の中

第37条 (略)

第38条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：

北海道地方－北海道全域

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方：新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

中部地方：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県

2. 競技の構成：

地方選手権は、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。

第39条 得点基準

から、各カートコース毎にそれぞれ3競技会以上6競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

第37条 (略)

第38条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：

1) 東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、

長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

2) 西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、

滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、

山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、

熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 競技の構成：

地方選手権は、次の2つのシリーズから構成される。

1) 地域シリーズ：

地域シリーズは、全日本選手権競技会との併催により、前項1の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。この場合の呼称は、当該地域名（東地域、西地域）を付す。

2) コースシリーズ：

コースシリーズは、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第39条 得点基準

1. ～ 2. (略)
3. (略)

得点基準は表 b による。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の 75% (小数点以下四捨五入) とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

(略)

第 40 条 (略)

第 41 条 地方選手権の成立

第 38 条に定めるシリーズで、第 32 条に定められた各部門の競技会が当該年度で夫々 3 回以上開催されなければ、当該シリーズは成立しない。

第 4 章 ジュニア選手権

第 42 条～第 49 条 (略)

第 50 条 得点基準

1. ～ 3. (略)

4. 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。成立した競技会が 4 回に満たない場合は、全得点を合算する。

5. コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。成立した競技会が 4 回に満たない場合は、全得点を合算する。

(略)

1. ～ 2. (略)
3. (略)

FS-4 / FS-125 / FC-2 部門 :

得点基準は表 b による。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の 80% (小数点以下四捨五入) とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

(略)

第 40 条 (略)

第 41 条 地方選手権の成立

第 38 条に定める何れかのシリーズで、第 32 条に定められた各部門の競技会が当該年度で夫々 3 回以上開催されなければ、当該シリーズは成立しない。

第 4 章 ジュニア選手権

第 42 条～第 49 条 (略)

第 50 条 得点基準

1. ～ 3. (略)

4. 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が 4 回に満たない場合は、全得点を合算する。

5. コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の 75% (小数点以下四捨五入) を集計し、その得点合計により決定する。得点対象となる競技会が 4 回に満たない場合は、全得点を合算する。

(略)

第51条～第52条（略）

第53条 本規定の施行

本規定は、2020年1月1日より施行する。

第51条～第52条（略）

第53条 本規定の施行

本規定は、2019年1月1日より施行する。